



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

- 告 示**
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 1
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 1
- 病院事業局事項**
- 新型コロナウイルス感染症対策室設置規程…………… 2

告 示

沖縄県告示第415号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市新川地区
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年6月15日から令和4年1月14日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年8月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成4年10月23日 沖縄県指令土第772号、平成18年4月5日 沖縄県指令土第346号（変更）、平成28年3月24日 沖縄県指令土第245号（変更）、平成29年7月27日 沖縄県指令土第545号（変更）、令和元年6月11日 沖縄県指令土第439号（変更）、令和3年1月8日 沖縄県指令土第13号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字荷川取西原693番2ほか86筆、平良字荷川取川原798番1ほか31筆及び平良字荷川取下原1068番1ほか14筆（第1工区6エリア）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路及び防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都台東区上野三丁目18番13号 株式会社宮古島砂山リゾート 代表取締役 田中宏幸

5 検査済証番号 令和3年7月12日 第4740号

6 工事完了年月日 令和3年5月31日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局訓令第10号

新型コロナウイルス感染症対策室設置規程を次のように定める。

令和3年8月24日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

新型コロナウイルス感染症対策室設置規程

(設置)

第1条 病院事業に係る新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県病院事業局組織規程（平成18年病院事業局管理規程第5号）第3条の規定に基づき、病院事業総務課に新型コロナウイルス感染症対策室（以下「室」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 病院事業に係る新型コロナウイルス感染症関連業務の総括に関すること。
- (2) 広報及び公聴に関すること（新型コロナウイルス感染症に関することに限る。）。

(職制及び職務)

第3条 室には、室長その他の職を置き、その職務については、沖縄県病院事業局組織規程第10条の規定を準用する。

(専決)

第4条 室長は、沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年病院事業局管理規程第6号）第7条（別表第5の4の項及び5の項に掲げるものを除く。）及び第8条の規定の例により専決することができる。

附 則

この訓令は、令和3年8月24日から施行する。

| | |
|---|--|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階 |
|---|--|